

KIAN ハローかわさき

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語

協会HP (<http://www.kian.or.jp/hlkwsk.html>) に掲載しています。

(財)川崎市国際交流協会 〒211-0033 神奈川県川崎市中原区木月祇園町2-2 TEL044-435-7000 Fax044-435-7010
<http://www.kian.or.jp/> E-mail: kiankawasaki@kian.or.jp

市営住宅入居者募集

【市営住宅とは】市営住宅とは、住宅に困窮し、比較的収入の少ない低所得者向けに安い家賃で住んでいただくため、国と市が協力して建設し、市が所有する住宅です。

民間の住宅とは異なり、申し込み時や入居してから収入基準など様々な規定が設けられています。

礼金や更新料はありませんが、毎年収入調査を行い、使用料(家賃)を決定します。

【申し込み資格】 (1)市内在住または市内同一勤務先に在勤1年以上

(2)一定の月収額を超えない

(3)住宅に困窮している、など



【募集時期】川崎市営住宅の募集は、年2回行われています。

5月(春)・・・5月下旬頃～6月初め頃

(入居予定時期 10月～翌年3月頃)

10月(秋)・・・10月下旬頃～11月初め頃(入居予定時期 翌年4月～9月頃)

【問合せ】川崎市住宅供給公社 公営住宅部市営住宅管理課 TEL 044(244)7578

<http://www.kawasaki-jk.or.jp/shiei/index.php4>

外国人のための

市営住宅申込書の書き方説明会 を開催します。興味のある方はぜひ参加してください。

【日時】5月29日(日) 午後1時30分～4時

【場所】川崎市国際交流センター(東急東横線・目黒線「元住吉」駅 徒歩12分)

【持ち物】前年度の年間収入額がわかるもの(源泉徴収書など)

【定員】20名(5月20日まで電話で予約してください。)

【問合せ・申込先】川崎市国際交流協会 TEL. 044-435-7000 FAX. 044-435-7010



「DV (ドメスティック・バイオレンス) の多言語相談」

DV とは、一般的に「配偶者からの暴力」という意味で、家庭内で、一方が暴力により他方を支配する行為です。「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」や、離婚後に引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

また、子どもの前で行われる DV は児童虐待であり、被害者だけでなく子どもの心身にも深い傷を残します。DV は犯罪行為を含む重大な人権侵害で、社会がその解消に取り組まなければならない課題の一つです。

相談ができる場所

* 神奈川県 配偶者暴力相談支援センター[日本語](TEL. 045-313-0745)

英語・中国語・韓国・朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・タイ語の多言語相談:
 (TEL.050-1501-2803)月曜日～土曜日の10時～17時

* 川崎市男女共同参画センターの「ハロー・ウィメンズ110番」(TEL:044-811-8600)

* 川崎市人権オンブズパーソン(TEL:044-813-3111)で相談を受け付けています。

* 国際交流センターの「外国人市民向けの相談窓口」:(TEL:044-435-7000)

英語・中国語・韓国・朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語、日本語で対応



東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴う在留期間の延長等の出入国管理上の措置について

法務省の2011年3月16日の告示により、以下の次のいずれにも該当する方の在留期間の満了日が2011年8月31日に延長されます。

- ア 在留資格を有して在留している方
- イ 在留期間が平成23年8月30日までに満了する方
- ウ 「東北震災地にいた方」又は「外国人登録原票に登録された居住地が東北震災地に在る方」

なお、本地震の発生の時点において、在留期間の特例(注)による在留中の場合や外国人登録法上の居住地が特定区域に在る方で再入国許可による出国中だった方が平成23年8月30日までに再入国した場合(再入国許可の有効期間内に再入国した場合に限ります。)も対象となります。

※ 問合せ先: 外国人在留総合インフォメーションセンター(0570-013904、(IP,PHS,海外:03-5796-7112)), 又は最寄りの地方入国管理局(横浜支局045-769-1720、川崎出張所 044-965-0012)

震災の発生により途中帰国した外国人留学生の方へ

震災の後、多くの外国人留学生の方が日本から出国されていますが、急いで出国されたため、再入国許可を取らずに出国された方もいます。その場合、4月からの新学期に臨むためには、新たな査証が必要となりますが、このような方については、外務省とも協力して、新学期に間に合うよう、特例として手続を簡略化し、極力短時間で、日本国大使館・領事館で新たな査証の発給が受けられることになりました。



※問合せ先: 外務省領事サービスセンター査証班(電話 03-5501-8431), 又は、最寄りの日本国大使館・領事館

被災者の安否確認調査について(出国事実の照会)

法務省入国管理局では、東日本大地震で被災された可能性のある方の安否確認のため、日本から出国しているかどうかの事実に関する照会(出国事実の照会)をしてくれます。

電話、FAX又は電子メールで、対象となる外国人の国籍、氏名、生年月日、性別、居住地(最小行政区画まで可)と自分の国籍、氏名、生年月日、性別、住所・居住地、連絡先電話番号(FAX番号)、対象外国人との関係を日本語又は英語で申し出てください。

●照会先: 法務省入国管理局総務課出入国情報管理室

電話番号 03-3592-8120 FAX 03-3592-8129(専用) 電子メール nyukan44@moj.go.jp

「川崎市国際交流センターの外国人相談」について 何か聞きたいことや、困ったことはありませんか?

・相談時間 (午前10時から12時 午後1時から4時) 電話 044-435-7000 (無料)

言語	曜日
英語	月曜日から土曜日
ポルトガル語	火曜日・金曜日
韓国・朝鮮語	火曜日・木曜日

言語	曜日
中国語	火曜日・水曜日・金曜日
スペイン語	火曜日・水曜日
タガログ語	火曜日・水曜日



・川崎市役所 無料外国人相談 (面談)

言語	曜日	時間
英語	第1、第3木曜日	午後2時から 4時半
中国語	第1、第3火曜日	午後2時から 4時半
タガログ語	第1、第3火曜日	午前9時半から 12時

・麻生区役所 無料外国人相談 (面談)

言語	曜日	時間
英語	第1、第3木曜日	午前9時半から 12時
中国語	第1、第3火曜日	午前9時半から 12時
タガログ語	第1、第3水曜日	午後2時から 4時半

* 行政書士による無料相談会(日本語) 場所: 国際交流センター2階 協会会議室

・日時: 5月15日 の日曜日 午後2時から4時 (通訳は 予約が 必要です。)